

令和 8 年 9 月 25 日

一宮市規則第 29 号から第 31 号までを別紙のとおり
公布する。

一宮市長 中 野 正 康

規 則 番 号 一 覧 表

規則第29号	一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
規則第30号	一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部を改正する規則
規則第31号	一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則等の一部を改正する等の規則

令和8年9月25日

一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに
公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第29号

一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例(令和7年一宮市条例第30号)付則ただし
書に規定する改正規定の施行期日は、令和8年10月1日とする。

令和8年9月25日

一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第30号

一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部を改正する規則

一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則(令和2年一宮市規則第84号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第3条関係) 【別記 参照】	別表第1(第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

体育施設の区分		使用することができる期間又は時間
略		
富田山略 公園		
木曽川尾西河川敷グラウンド	1	4月1日から10月31日までの間は、午前7時から午後7時までとする。
尾西緑地	2	11月1日から翌年3月31日までの間は、午前7時から午後5時までとする。
略		

改正案

体育施設の区分		使用することができる期間又は時間
略		
富田山略 公園		
略		

付 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年9月25日

一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第31号

一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則等の一部を改正する等の規則
(一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部改正)

第1条 一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則(令和2年一宮市規則第84号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(使用の手続) 第4条 略 2・3 略 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、 <u>一宮市スポーツ施設予約システム</u> による体育施設(有料施設を除く。)の使用については、使用許可申請書の提出を要しないものとし、及び使用許可書の交付を行わないものとするができる。 5・6 略	(使用の手続) 第4条 略 2・3 略 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、 <u>一宮市施設予約システム</u> による体育施設(有料施設を除く。)の使用については、使用許可申請書の提出を要しないものとし、及び使用許可書の交付を行わないものとするができる。 5・6 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第88号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(帳票) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>一宮市スポーツ施設予約システム</u> による一宮市テニスコートの使用の申請及び許可については、次の帳票を使用することができるものとし、その様式については、市長が別に定める。 (1)・(2) 略	(帳票) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>一宮市施設予約システム</u> による一宮市テニスコートの使用の申請及び許可については、次の帳票を使用することができるものとし、その様式については、市長が別に定める。 (1)・(2) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 一宮市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第90号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(使用手続) 第2条 略 2・3 略 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>一宮市スポーツ施設予約システム</u>によりスポーツ広場の使用手続を行う場合は、第1項の申請書の提出を要しないものとし、及び前項の許可書の交付を行わないものとすることができる。	(使用手続) 第2条 略 2・3 略 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>一宮市施設予約システム</u>によりスポーツ広場の使用手続を行う場合は、第1項の申請書の提出を要しないものとし、及び前項の許可書の交付を行わないものとすることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市尾西スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 一宮市尾西スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第91号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(帳票) 第11条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>一宮市スポーツ施設予約システム</u>によるスポーツセンターの使用の申請及び許可については、次の帳票を使用することができるものとし、その様式については、市長が別に定める。 (1)・(2) 略	(帳票) 第11条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>一宮市施設予約システム</u>によるスポーツセンターの使用の申請及び許可については、次の帳票を使用することができるものとし、その様式については、市長が別に定める。 (1)・(2) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第92号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(使用の手続) 第4条 略 2・3 略 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>一宮市スポーツ施設予約システム</u>による市民運動場の使用手続を行う場合(使用料を徴収しない場合に限る。)は、申請書の提出を要しないものとし、及び許可書の交付を行わないものとするすることができる。	(使用の手続) 第4条 略 2・3 略 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>一宮市施設予約システム</u>による市民運動場の使用手続を行う場合(使用料を徴収しない場合に限る。)は、申請書の提出を要しないものとし、及び許可書の交付を行わないものとするすることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市木曽川体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 一宮市木曽川体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第93号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(帳票) 第11条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>一宮市スポーツ施設予約システム</u> による木曽川体育館の使用の申請及び許可については、次の帳票を使用することができるものとし、その様式については、市長が別に定める。 (1)・(2) 略	(帳票) 第11条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>一宮市施設予約システム</u> による木曽川体育館の使用の申請及び許可については、次の帳票を使用することができるものとし、その様式については、市長が別に定める。 (1)・(2) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(いちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 いちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第95号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(帳票) 第10条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>一宮市スポーツ施設予約システム</u> による体育館の使用の申請及び許可については、次の帳票を使用することができるものとし、その様式については市長が別に定める。 (1)・(2) 略	(帳票) 第10条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>一宮市施設予約システム</u> による体育館の使用の申請及び許可については、次の帳票を使用することができるものとし、その様式については市長が別に定める。 (1)・(2) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則の廃止)

第8条 一宮市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則(令和2年一宮市規則第87号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次条第2項、付則第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定は、令和8年12月21日から施行する。

(一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)第5条に規定する体育施設(有料施設を除く。次項において「体育施設」という。)の使用に係る手続については、第1条の規定による改正後の一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則第4条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 施行日以後の体育施設の使用に係る手続は、第1条の規定による改正後の一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則第4条第4項の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

(一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 施行日前の一宮市テニスコートの使用に係る申請及び許可については、第2条の規定による改正後の一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例施行規則第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 施行日以後の一宮市テニスコートの使用に係る申請及び許可は、第2条の規定による改正後の一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例施行規則第7条第2項の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

(一宮市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 施行日前の一宮市スポーツ広場の使用に係る手続については、第3条の規定による改正後の一宮市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 施行日以後の一宮市スポーツ広場の使用に係る手続は、第3条の規定による改正後の一宮市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第4項の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

(一宮市尾西スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 施行日前の一宮市尾西スポーツセンターの使用に係る申請及び許可については、第4条の規定による改正後の一宮市尾西スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 施行日以後の一宮市尾西スポーツセンターの使用に係る申請及び許可は、第4条の規定による改正後の一宮市尾西スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

(一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第6条 施行日前の一宮市民運動場の使用(使用料を徴収しないものに限る。次項において同じ。)に係る手続については、第5条の規定による改正後の一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 施行日以後の一宮市民運動場の使用に係る手続は、第5条の規定による改正後の一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第4項の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

(一宮市木曽川体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 施行日前の一宮市木曽川体育館の使用に係る申請及び許可については、第6条の規定による改正後の一宮市木曽川体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 施行日以後の一宮市木曽川体育館の使用に係る申請及び許可は、第6条の規定による改正後の一宮市木曽川体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

(いちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

経過措置)

第8条 施行日前のいちのみや中央プラザ体育館の使用に係る申請及び許可については、第7条の規定による改正後のいちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日以後のいちのみや中央プラザ体育館の使用に係る申請及び許可は、第7条の規定による改正後のいちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定の例により、施行日前においても行うことができる。